

# 「まちなか再生計画」の位置づけ

## 地域再生計画

～東日本大震災からの復興まちづくりと  
被災者を支える地域包括ケアの展開～

【区域】石巻市の全域

【概要】※ 3つの柱

- (1) 津波復興拠点を核とした地域包括ケアの展開
- (2) かわまちづくりと連動した賑わいと安らぎのある、歩いて暮らせるまちづくりの推進
- (3) 文化芸術活動の推進による人との豊かなふれあいと、歴史的資源を活かした安らぎのある空間づくりの推進

## 中心市街地活性化基本計画



【目指すまちの姿】

“彩り豊かな食”と“歴史が薫る”川辺のまち  
(市民との協働による中心市街地の復興)

【基本コンセプト】

多様な都市機能を集積し、少子高齢化社会に対応した、歩いて暮らせるコンパクトで安全・安心なまちづくり

【基本方針】

- 1 心が通い、安心して暮らせるまちづくり
- 2 水辺に親しみ、食と萬画で賑わうまちづくり
- 3 歩いて発見、楽しく回遊できるまちづくり

- 改正地域再生法が成立し、各地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する地域創生の仕組みが構築され、「地域再生計画」と「中心市街地活性化基本計画」をひも付けて策定（平成27年1月22日認定）
- その「中心市街地活性化基本計画」の商業施設整備等に特化した計画として位置づけ

## まちなか再生計画

中心市街地における商業機能の復興のために主に市街地再開発における商業施設の整備方針や計画、必要な取組・推進体制等を示すもの。

まちづくり会社等が行う商業施設及び付帯施設等の整備が対象の『津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金』の利用を検討している。

【内容】

- まちなか再生計画の基本方針
- 土地利用及び施設配置・導線計画
- 施設等整備計画
- 街の魅力向上のための取組方針・計画
- 再生計画の地域経済への波及効果・増進方策
- 再生計画の実施体制・組織及び事業実施スケジュール